

大津圏域地域生活支援拠点事業の運営について

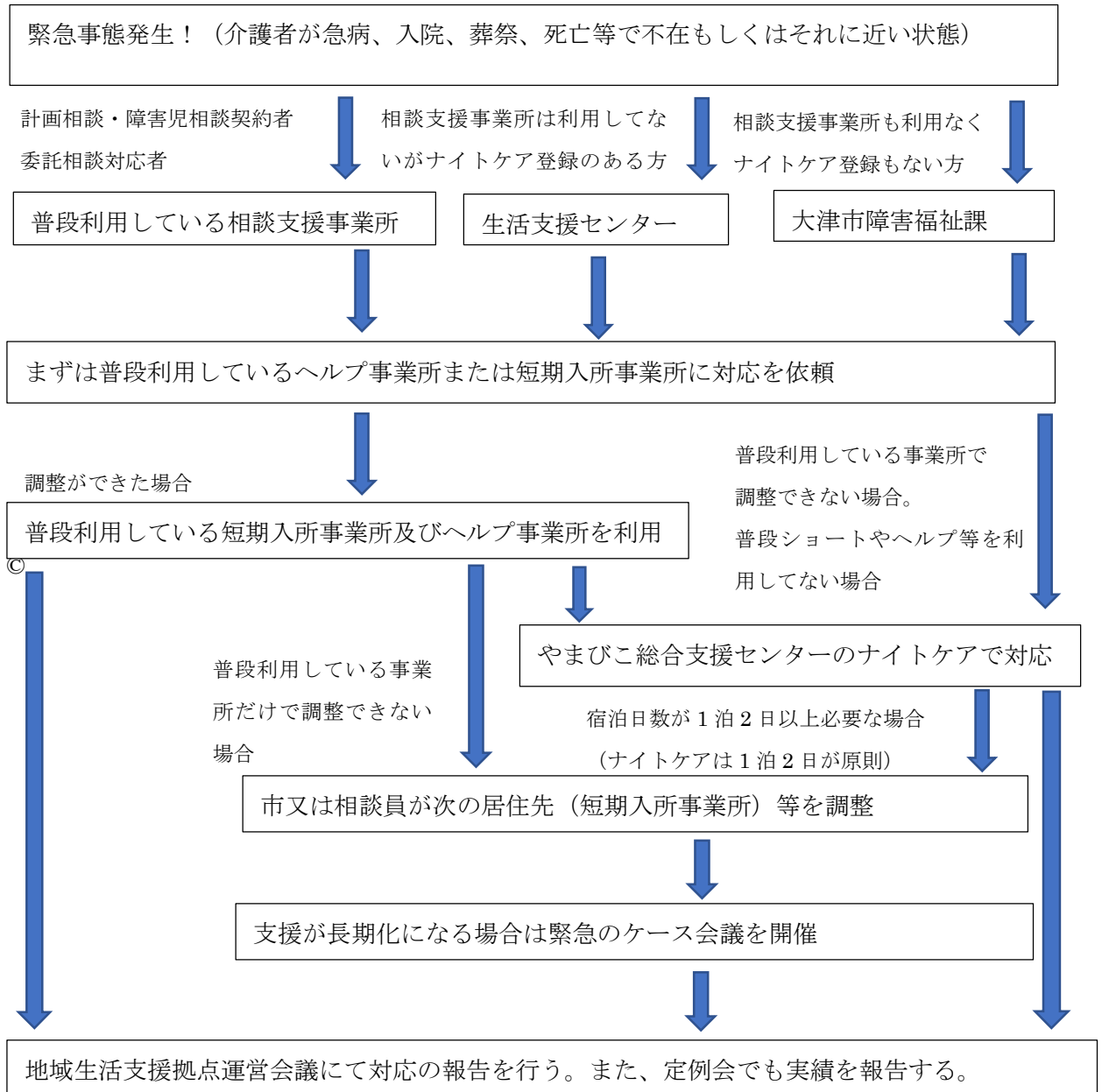
1. 緊急時の対応

①緊急時の定義

緊急時の受け入れ・対応機能における緊急時の受け入れとは、次の理由により、受け入れを行う日の前々日以降に受け入れ要請があった場合とし、受け入れ期間は原則7日とする。

- (1) 事故、急病等による介護者の不在によるもの
- (2) 障害の特性に起因して生じた緊急事態によるもの
- (3) その他市長が認めるもの

②緊急時の対応



③緊急時の受け入れ先の確保先に関して

- ・受け入れ先は基本的に本人が一番安心できる環境や体制で実施できるように努める。
- ・緊急時の受け入れ先である短期入所事業所は、レスパイト等の定期利用で、慢性的に満床状態となっている場合が多く、緊急時の利用が難しいことも多い。そのような場合や短期入所事業所やホームやその他施設の空きスペースを活用して、居宅介護等のヘルパーを活用して対応する。

2. 対象者の把握について

- ・来年度は生活支援センターのナイトケア登録及びショートステイの契約者の方が地域生活支援拠点を一旦対象者とする。
- ・再来年度以降は市町村や基幹相談支援センターが中心となり、特定相談支援事業所等と連携し状況把握を行う。
- ・登録情報は相談支援事業所及び市において台帳を作成して、市町村で一元管理し、定期的に更新を行う。

3. 事業所の役割に関して

①短期入所事業所

- ・大津市または相談支援事業所から依頼のあった際は緊急時の受け入れ対応の検討調整をして、受け入れ可能なら支援を提供する。

イ 緊急短期入所受入加算

(I) 180 単位/日 ロ 緊急短期入所受入加算

(II) 270 単位/日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあつては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

- ・地域生活支援拠点運営会議に参加して、現状や利用者の状況を報告する。

②相談支援事業所

- ・地域生活支援拠点に登録した相談支援事業所は利用契約している利用者から緊急時にサービスの依頼があった時は調整を行う。

地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位/回 4回を限度

拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行うことを評価。短期入所事業所への受け入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算

《地域体制強化共同支援加算》2,000 単位/月 対象事業：計画相談支援、障害児相談支援
□ 支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業所の職員等（支援関係者）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要な支援を共同で実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告した場合に加算するもの

・介護者の状況が不安定でリスクが高い対象者は、相談支援事業所でクライシスプランを作成。本人と関係機関で共有をする。

- ・緊急時対応で調整が困難なケースに関しては会議を開催する。
- ・地域生活支援拠点運営会議に参加して、緊急時対応の状況の報告を行う。

③生活支援センター夜間一時保護

- ・大津市及び相談支援事業所、またはナイトケア登録をしている家族から依頼のあった場合で普段利用している事業所で調整困難な場合は一時預かりや宿泊等の対応をする。
- ・夜間一時保護の登録をしている方の台帳に関して定期的に更新を行う。

④大津市障害福祉課

- ・市民から緊急時対応の相談があった際は相談支援事業所と連携してサービス調整を行う。
- ・緊急時対応で市内のサービスで調整が困難なケースに関しての他圏域でのサービス調整を相談支援事業所と一緒にを行う。
- ・地域生活支援拠点運営会議に参加して、事業所及び利用者の状況を確認すると共に台帳の把握と管理を行う。

4. 強度行動障害の方の支援について

- ・強度行動障害を呈する方の支援に関しては、相談支援事業所が入り、定期的にケース会等を開催して状況を把握するように努める。
- ・行動障害部会方で住まいの場の確保で困っている事例を地域拠点の会議に上げて、対応に関して圏域全体で検討する。
- ・ショートステイを定期的に利用するように促して、緊急時の対応に備える。緊急時の対応は普段利用していて本人も慣れている事業所でまず調整を行う。

5. 地域生活支援拠点運営会議に関して

- ・下記の内容を議論するために来年度から地域生活支援拠点運営会議を毎月開催する。
 - ①ショートステイの運営状況と緊急時対応した利用者の状況共有
 - ②相談支援での緊急時対応の状況報告と住まいの場で支援困難なケースの事例に関する検討
 - ③住まいの場の取りまとめ会のリストの把握

④多機能型拠点施設の整備に関して意見交換と進捗の共有

また、相談支援における地域体制強化共同支援加算の対象となる会議として位置付ける

- ・参加者は地域生活支援拠点の登録をした相談支援事業所、市内の短期入所事業所、ステップ広場ガル、大津市発達障害者支援センターかほん、障害福祉課、自立支援協議会事務局

6. 多機能型拠点施設の整備に関して

- ・地域生活支援拠点運営会議の中にしが夢翔会が計画している多機能型拠点施設の整備に関するプロジェクト会議を設置。夢翔会での設置に関して行政や関係機関も入れて協議検討を行う。
- ・来年度に立ち上げ。参加者はステップ広場ガル、障害福祉課、伊香立の杜、障害児者と支える人の会、大津市発達障害者支援センターかほん、みゆう、生活支援センター

